

2021年9月9日

公益財団法人日本バスケットボール協会
2021年度(7-6月期)第3回理事会 報告

日時:2021年9月9日(木) 14:00~16:00

会場:— (WEB会議)

【報告内容】

1. 裁定委員会からの答申について
2. 2021年6月期決算および事業報告について
3. 定款および基本規程の改定について
4. JBS/中期経営計画について
5. 通報窓口設置に伴う運用体制について
6. JBAバスケットボールファミリー安心安全保護宣言について
7. 2022年度のJBA主催競技会について
8. JBA後援名義の使用許可について
9. その他、報告事項

以上

1. 裁定委員会からの答申について

裁定委員会から答申のあった下記 2 事案について、以下の通り懲罰を科すことが承認された。

- 1) U12 クラブ指導者による、暴力・暴言行為（対象者氏名等詳細非公表）

＜懲罰内容＞

対象者に対し、「バスケットボールに関する一切の活動について、2021年9月9日(理事会決定の日)から2年6か月間停止する」懲罰を科す。

- 2) 公立高校女子バスケット部元顧問による暴力・暴言・ハラスメント行為（対象者氏名等詳細非公表）

＜懲罰内容＞

対象者に対し、「バスケットボールに関する一切の活動について、2021年9月9日(理事会決定の日)から2年間停止する」懲罰を科す。

■懲罰の公表については、JBA公式サイト「懲罰の公表」ページをご参照ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/sanction/>

2. 2021年6月期決算および事業報告について

2021年6月期の決算および2020年度7-6月期の事業報告について、承認された。

ただし、本件については9月末に開催予定の定時評議員会、および内閣府へ報告ののち、JBA公式サイトにて掲出することで公表するものとする。

※2021年6月期決算は、JBA公式サイト内の「収支(予算/決算)」にてご確認ください。

【JBA公式サイトURL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/data/bp/>

※2020年度7-6月期事業報告は、JBA公式サイト内の「事業計画/報告」にてご確認ください。

【JBA公式サイトURL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/data/plan/>

3. 定款および基本規程の改定について

現行の定款および基本規程においては、当協会の業務執行理事は副会長に限定されるように規定されているが、今後の当協会の業務執行体制に柔軟性を持たせるために、業務執行理事の選任に関する規定を改定する。

なお、定款の改定は評議員会決議事項であるため、評議員会付議事項としての定款の改定とし、9月末開催予定の評議員会の承認を経て改定となることを確認。基本規程の改定は、定款の改定が評議員会で承認されることを前提とした決議とする。

(※改定の施行日は、定款、基本規程ともに、9月25日とする)

<承認内容>

- ・定款および基本規定の改定

※改定のポイント

- ・業務執行理事が副会長に限定されないようにする
- ・副会長のうちの1名が代表理事となる規定に合わせるため、副会長を1名以上選任するように改定する

【定款 新旧対比表】

(現行)

(改定後)

(役員の設置及び定数) 第23条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上 18名以内とし、1名を会長、3名以内を副会長とする。 (2) 監事 2名 2 前項の会長及び副会長1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その他の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	(役員の設置及び定数) 第23条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上 18名以内とし、1名を会長、 <u>1名以上3名以内</u> を副会長とする。 (2) 監事 2名 2 前項の会長及び副会長1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。 3 <u>理事会は、理事の中から同法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。</u>
(招集) 第34条 (略) 2 (略) 3 代表理事である副会長が会長と同様の事態となった場合には、 <u>業務執行理事である副会長が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。</u>	(招集) 第34条 (略) 2 (略) 3 代表理事である副会長が会長と同様の事態となった場合には、 <u>業務執行理事が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。</u>
附則 1～14 (略)	附則 1～14 (略) 15 2021年9月25日一部改訂

【基本規程 新旧対比表】

(現行)

(改定後)

<p>第 21 条〔役員〕</p> <p>① (略)</p> <p>② 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。</p> <p>③ 前項の会長および副会長 1 名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、<u>その他の副会長をもって同法上の業務執行理事とする。</u></p> <p>④ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>⑤ 監事は、本協会の職員または本協会の委員会そ</p>	<p>第 21 条〔役員〕</p> <p>① (略)</p> <p>② 理事のうち 1 名を会長、<u>1 名以上 3 名以内を副会長とする。</u></p> <p>③ 前項の会長および副会長 1 名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とする。</p> <p>④ <u>理事会は、理事の中から同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事を選任することができる。</u></p> <p>⑤ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>⑥ 監事は、本協会の職員または本協会の委員会そ</p>
<p>の他の機関の構成員を兼ねることができない。</p> <p>第 35 条〔理事会の招集・議長〕</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表理事である副会長が会長と同様の事態となった場合には、<u>業務執行理事である副会長が理事会を</u>書面または電磁的方法にて招集する。</p>	<p>の他の機関の構成員を兼ねることができない。</p> <p>第 35 条〔理事会の招集・議長〕</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表理事である副会長が会長と同様の事態となった場合には、<u>業務執行理事が理事会を</u>書面または電磁的方法にて招集する。</p>
<p>第 191 条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成 25 年 3 月 16 日から施行する。 (略)</p>	<p>第 191 条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成 25 年 3 月 16 日から施行する。 (略)</p> <p><u>2021 年 9 月 25 日一部改定</u></p>

※「定款」および「基本規定」は、JBA 公式サイト「各種規定」ページにてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei>

4. JBS/中期経営計画について

2016年に策定した「JAPAN BASKETBALL STANDARD(JBS)2016」をブラッシュアップした「JBS2021」（中期経営計画の骨子）の策定について、承認された。

<承認内容>

- ・JAPAN BASKETBALL STANDARD 2021/JBA中期経営計画の骨子における成長方針およびアクションプラン

<その他特記事項>

- ・9月末開催予定の定時評議委員会にて報告後、一般公開

※「JAPAN BASKETBALL STANDARD 2021」については、JBA 公式サイトにてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/jbs2021>

5. 通報窓口設置に伴う運用体制について

8月12日の理事会において承認された「暴力行為等通報窓口設置規程」に関し、9月10日に開設（運用開始）する通報窓口に関する運営体制について、承認された。

<承認内容>

- ・暴力行為等通報窓口概要

[開設日] 2021年9月10日(金)

[利用方法] 当面はウェブフォームのみ

[通報対象者] 倫理規程第2条第1項に定める者

[通報対象行為] バスケットボールにおける暴力・暴言等の不適切な行為

[利用可能な者] 対象者の対象行為による被害者、被害者の家族、代理人、またはその関係者

[担当弁護士] 外部弁護士（第三者弁護士）3名

[所管事務局] コンプライアンス推進グループ

※「暴力行為等通報窓口設置規程」は、JBA 公式サイト内の「各種規定」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei>

6. JBA バasketボールファミリー安心安全保護宣言について

2021年4月14日開催の理事会において承認された、ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」に基づく、健全なバスケ環境を実現するためのJBAとしての指針（宣言）「JBAバスケットボールファミリー安心安全保護宣言」について、承認された。

<承認内容>

「JBAバスケットボールファミリー安心安全保護宣言」7項目

① **【クリーンバスケット・クリーンザゲーム】**暴力暴言を根絶します。**【暴力暴言根絶】**

② リスペクト・フェアプレーの精神を推進します。**【リスペクト・フェアプレー精神】**

③ 子どもの意見・発言を尊重し主体性を育みます。**【子どもの主体性尊重】**

④ コーチライセンス制度を充実・普及させ、良い指導者を養成・配置します。

【指導者の資質向上】

⑤ 子どもの成長のために保護者と連携します。**【保護者との連携】**

⑥ 子どもの安心安全なバスケット環境を整備します。**【セーフガーディング】**

⑦ 年齢・性別・障がい・人種等で差別のないバスケットボールファミリーを目指します。

【差別をなくす】

7. 2022年度のJBA主催競技会について

JBA基本規程第131条「国内競技会の主催」において定める、「2022年度JBA主催競技会」の開催概要や日程等について、承認された。

※2022年度のJBA主催競技会スケジュール等、詳細はJBA公式サイト「スケジュール」ページにてご確認ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/tournament/schedule/2022>



8. JBA 後援名義の使用許可について

岩手県協会主催の「花道プロジェクトコート完成感謝祭」(「バスケットで被災地を元気に」事業)に対する JBA 後援名義の使用許諾について、承認された。

【イベント概要】

[イベント名] 花道プロジェクトコート完成感謝祭 (バスケットで被災地を元気に事業)

[主催] 一般社団法人岩手県バスケットボール協会

[期間] 2021年10月23日(土)～24日(日)

[場所] 岩手県上閉伊郡大槌町

9. その他、報告事項

(1) U12 指導ガイドラインについて

U12世代の指導の助けとなるガイドラインを作成したことが報告された。

※「U12 指導ガイドライン」については、JBA 公式サイト内の「アンダーカテゴリー」にてご確認ください。

【JBA 公式サイト URL】 <http://u12.japanbasketball.jp/U12Guidelines>

(2) 活動事業実施ガイドライン第4版について

活動事業実施ガイドラインに追記する内容について、報告された。

※「JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン第4版」については、下記よりご確認ください。

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_4th_20210909.pdf

(3) 天皇杯・皇后杯の1次ラウンドについて

新型コロナウイルス感染症の拡大および緊急事態宣言対象地域の拡大等を受け、9月11日（土）、12日（日）に全国3会場（埼玉・愛知・広島）で開催予定であった第97回天皇杯・第88回皇后杯の1次ラウンドについて、【開催なし】とされたことが報告された。

【理由】

- ・3開催地が緊急事態宣言の対象となり、自治体から各種指導や県を跨ぐ移動の自粛要請あり。
- ・複数のPBAにて代表決定戦が開催不可の状況。そのうち約半数が推薦にて代表決定、残り半分は推薦基準がなく、推薦も不可との報告。さらに県代表に選出されたチームからJBAに対して参加を見合わせたい旨の連絡が数チームあり。
- ・全国的な感染者数の拡大が著しく、終息が見えにくい現状。
- ・開催PBAでの競技役員を中心とする運営における準備において困難なケースが報告されており、コロナ対策を含む十分な運営が困難であると考えられる。

【その他】

1次ラウンドを中止した両大会については下記日程にて大会を開催する。なお、PBA代表は男女9枠（当初：男子7⇒9枠、女子13⇒9枠）とし、軽微なトーナメント修正を行うものとする。男女9枠のPBA代表については、9ブロックより男女1チームずつの推薦頂く。

※推薦辞退、推薦後の出場棄権等については、トーナメントを修正せず不戦敗とする。

< 新日程 >

第97回天皇杯:9月18日～の2次ラウンド(B3+PBA)@愛知

第88回皇后杯:11月27日～の2次ラウンド(WJBL+PBA)@新潟・大阪・愛媛

(4) 2021年度功労表彰について

「基本規程」の「第9章表彰」の規定に基づき、2021年度の功労表彰を実施することが、報告された。

ただし、2021年度はコロナ禍である社会情勢を鑑み、(昨年度同様) 功労表彰式を実施しない方向で検討する。

(5) 評議員選定委員会の選定結果について(実施報告)

9月2日開催 (WEB開催) の評議員選定委員会における評議員選定結果について、報告された。

【選定委員会開催理由】 評議員の辞任に伴う後任評議員の選定

【新旧評議員】

推薦／所属団体	前任評議員	新任評議員	所属団体の役職
新潟県協会	山田洋司	鈴木厚	専務理事
京都ハンナリーズ	倉田裕士	森田鉄兵	代表取締役社長

【選定結果】 承認

【選定(後任)評議員の任期】 前任評議員の残任期間

(2023年9月の定時評議員会終結時まで)

以上